

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

ー今号の目次ー

- ◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その7)が発出される(こども家庭庁、文部科学省) 1

◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その7)が発出される(こども家庭庁、文部科学省)

令和6年3月18日にこども家庭庁と文部科学省の連名で表記事務連絡が発出されました。これは、令和6年能登半島地震の発災以降に発出されている事務連絡について追加事項を周知するものです。

今回の事務連絡では、オールこども石川（全保協ニュース No.23-45 既報）において、令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災した児童を受け入れている全国の保育所（保育所、地域型保育事業所、認定こども園（全類型）および幼稚園）に対し、被災児童（家庭）に対する支援金、物品購入（着替え、食器等）に関する補助を行うことが記されています。

上記補助については、各市区町村において、受け入れ施設に対する案内と申し込みの取りまとめが実施される予定です。申し込みについては、補助を希望する受け入れ施設から各市区町村へ別添1の申込様式を提出し、各市区町村において当該受け入れ施設で被災児童を受け入れていることを確認のうえ、各市区町村からオールこども石川へ提出がされます。その後、提出を受けたオールこども石川において、受け入れ施設と直接調整の上、順次支援金を振り込むとされています。

詳細については、別添PDF、エクセルデータをご覧ください。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 18 日

こども政策担当部（局）
各 都 道 府 県 教育委員会幼稚園主管課 御中
私 立 学 校 主 管 課

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 7）
（被災した児童を受け入れている保育所等に対する支援について）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和 6 年 1 月 2 日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）、FAQ（令和 6 年能登半島地震）等において周知を行ったところですが、追加事項について下記のとおり周知いたしますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

記

- 今般、オールこども石川（石川県社会福祉協議会、日本保育協会石川県支部、石川県認定こども園協会、石川県私立保育園連盟の 4 団体が協働し、令和 6 年能登半島地震で被災した保育施設及び被災地のこどもとその保護者の支援を目的とした組織）において、令和 6 年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災した児童（以下「被災児童」という。）を受け入れている全国（石川県を除く。）の保育所等（保育所、地域型保育事業所、認定こども園（全類型）及び幼稚園を含み、以下、「受け入れ施設」という。）に対し、物品購入（着替え、食器等）に関する補助を行うこととされています。
- つきましては、各市区町村（指定都市・中核市含む。以下同じ。）におかれては、上記補助について、受け入れ施設に対して案内いただきますようお願いいたします。
その際、補助を希望する受け入れ施設から各市区町村へ別添 1 の申込様式を提出し、各市区町村において当該受け入れ施設で被災児童を受け入れていることを確認のうえ、各市区町村から下記オールこども石川提出先へ提出いただきますようお願いいたします。

●報告期限

令和 6 年 3 月 29 日（金）

●オールこども石川提出先

allkodomoishikawa2024@gmail.com

※ 提出を受けたオールこども石川において、受け入れ施設と直接調整の上、順次支援金を振り込むこととされています。

【別添】

- ・（別添１）被災児童受け入れ施設情報登録様式
- ・（別添２）オールこども石川被災児童受け入れ施設支援事業要綱

以上

【問合せ先】

●『オールこども石川』
事務局(担当:新保 雄希)
〒921-8034 石川県金沢市泉野町 4-4-3
TEL 076-243-6775/FAX 076-243-6747
mail allkodomoshikawa2024@gmail.com

被災児童受け入れ施設情報登録様式

依頼日

2024年 3 月 日

施設名

住所

(〒 ー)

責任者（担当者）

被災児童の受入人数

電話番号

Eメールアドレス

【口座情報】

銀行名	
支店名	
支店番号	
口座の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

(別 添2)

オールこども石川被災児童受け入れ施設支援事業要綱

1 事業の目的

令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災した児童(以下「被災児童」という。)を受け入れている全国(石川県を除く。)の保育所等(保育所、地域型保育事業所、認定こども園(全類型)及び幼稚園を含む。)に対し、物品購入(着替え、食器等)に関する補助を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、「オールこども石川」とし、事務の一部を「オールこども石川」が認めた者へ委託等をして行うことができる。

3 対象施設等

保育所、地域型保育事業所、認定こども園(全類型)、幼稚園

4 事業の内容

被災児童を受け入れている3に定める対象施設等(以下「受け入れ施設」という。)に対し、被災児童1人あたり5万円の物品購入(着替え、食器等)に関する定額補助を行う。
(補助の使途について)

- ・ 被災児童(家庭)に対する支出(支援金)
- ・ 被災児童の保育に要する物品(着替え、食器等)等の購入

5 事業(補助)の実施方法

事業(補助)の実施にあたっては、補助を希望する受け入れ施設から各市区町村へ所定の申込様式を提出し、各市区町村において当該受け入れ施設で被災児童を受け入れていることを確認のうえ、各市区町村からオールこども石川に提出するものとする。

申込様式の提出を受けたオールこども石川は、受け入れ施設と直接調整の上、順次支援金を指定の金融機関の口座に送金する。

6 事業の財源

本事業の財源は、令和6年能登半島地震 オールこども石川 被災地支援金の一部をもって充てる。

7 留意事項等

- ・ 対象となる児童への補助は1人につき1回に限るものとする。
- ・ 事業の財源となる被災地支援金の趣旨を踏まえ、被災児童の直接的な支援に充てられることが望ましいこと。
- ・ 提出のあった申込様式は本事業の実施のみに使用し、上記2に記載の実施主体において適正に管理する。